

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令

(平成 19 年総務省令第 98 号) 第 17 条の規定に基づく公表事項

(平成 28 事業年度 郵便貯金管理業務関係)

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

平成 29 年 8 月

パーセント表示の計数は、単位未満を四捨五入し、それ以外の計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。これにより、合計が合わないことがあります。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第 17 条第 1 項第 1 号に規定する「機構の行う郵便貯金管理業務の状況を示す指標」

イ 郵便貯金残高

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度末	
	残高	構成比
通常郵便貯金	24,503	22.01
積立郵便貯金	—	—
定額郵便貯金	86,830	77.99
うち財形定額郵便貯金	173	0.16
定期郵便貯金	—	—
住宅積立郵便貯金	—	—
教育積立郵便貯金	—	—
合 計	111,333	100.00

注 1：当機構に承継された郵便貯金に係る残高であり、未払郵便貯金利子（平成 28 年度末残高は 3,245 億円）を含んでいません。

注 2：通常郵便貯金残高は、定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等が満期となり、通常郵便貯金となったもの及び軍事郵便貯金等の残高です。

ロ 貸付金残高

(単位：億円、%)

区 分	平成28年度末	
	残高	構成比
預金者貸付	86	0.90
地方公共団体貸付	9,425	99.10
合 計	9,512	100.00

ハ 定期性貯金の平均残高

(単位：億円)

区 分	平成28年度
積立郵便貯金	—
住宅積立郵便貯金	—
教育積立郵便貯金	3
定額郵便貯金	133,256
うち財形定額郵便貯金	324
定期郵便貯金	—
合 計	133,259

注1：平均残高は、月末貯金残高の平均値です。

注2：未払郵便貯金利子を含んでいません。

二 定期性貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条第1号の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第3号に規定する定額郵便貯金を除く。）の残存期間別の残高

(単位：千億円)

区 分	平成28年度末
3 月 未 満	—
3月以上6月未満	—
6月以上1年未満	—
1年以上2年未満	—
2年以上3年未満	—
3 年 以 上	—
合 計	—

注：定期郵便貯金は全て平成23年9月末までに預入期間が経過し、通常郵便貯金となっています。

ホ 定期性貯金の預入期間別の残高

(単位：千億円)

区 分	平成28年度末
1 年 未 満	—
1年以上3年未満	—
3年以上5年未満	—
5年以上7年未満	—
7 年 以 上	86
合 計	86

注1：定期性貯金の残高は、定額郵便貯金の合計額です。

注2：定期性貯金が預入されてから年度末時点までの経過期間によって区分しています。

注3：未払郵便貯金利子を含んでいません。

へ 貸付金の平均残高

ト 貸付金の運用利回り

(単位：百万円、%)

区 分	平成28年度	
	平均残高	運用利回り
貸 付 金	1,127,821	0.65
預 金 者 貸 付	13,443	0.63
地方公共団体貸付	1,114,378	0.65

チ 貸付金利息

(単位：百万円)

区 分	平成28年度
貸 付 金 利 息	7,277
預 金 者 貸 付 利 子	84
地方公共団体貸付利息	7,193

リ 預金者貸付及び地方公共団体貸付の区分ごとの貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末		
	預金者貸付	地方公共 団体貸付	合 計
1 年 以 内	8,605	58,120	66,726
1 年 超 3 年 以 内	—	150,762	150,762
3 年 超 5 年 以 内	—	30,368	30,368
5 年 超 7 年 以 内	—	264,292	264,292
7 年 超 10 年 以 内	—	438,129	438,129
10 年 超	—	921	921
合 計	8,605	942,595	951,200

注：預金者貸付（貸付期間は2年以内）は、残存期間1年以内として計上しています。

ヌ 地方公共団体貸付の対象別（総務大臣が通知する対象の区分をいう。）及び都道府県別の貸付金残高

■ 地方公共団体貸付の対象別貸付金残高

(単位：億円、%)

対象別	平成28年度末	
	貸付金残高	構成比
生活関連分野	314	3.3
住 宅	—	—
生活環境整備	292	3.1
厚生福祉	0	0.0
文 教	0	0.0
農 林 漁 業	19	0.2
基盤整備分野	2,241	23.8
国土保全・災害復旧	159	1.7
道 路	2,017	21.4
運輸・通信	64	0.7
地域開発	—	—
産業・技術	—	—
そ の 他	6,870	72.9
減税補てん債	1,274	13.5
臨時財政対策債	5,595	59.4
合 計	9,425	100.0

■ 地方公共団体貸付の都道府県別貸付金残高

(単位：億円、団体)

都道府県	平成28年度末	
	貸付金残高	貸付団体数
北海道	337	184
青森	175	43
岩手	78	37
宮城	70	36
秋田	117	23
山形	148	36
福島	329	59
茨城	31	25
栃木	52	22
群馬	41	22
埼玉	56	30
千葉	309	54
神奈川県	548	32
山梨	100	28
東京都	387	56
新潟	73	20
長野	161	68
富山	88	17
石川	49	22
福井	241	20
岐阜	79	18
静岡県	63	31
愛知県	500	50
三重	114	31
滋賀	49	15
京都	78	27
大阪	682	46
兵庫県	783	43
奈良	86	39
和歌山	41	17
鳥取	101	21
島根	414	22
岡山	112	28
広島	187	23
山口	304	19
徳島	179	22
香川	139	17
愛媛	52	16
高知	271	36
福岡	255	65
佐賀	371	21
長崎	137	23
熊本	349	49
大分	85	21
宮崎	125	28
鹿児島	247	44
沖縄	207	37
合 計	9,425	1,643

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「郵便貯金資産（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 10 条に規定する郵便貯金資産をいう。）の運用の安全性に関する事項として同法第 28 条第 1 項第 3 号に掲げる方法により郵便貯金資産を運用するときに徴する担保の評価額」

（単位：億円）

区 分	平成28年度末
国 債	121,319
地 方 債	—
政府保証債	—
合 計	121,319

注 1：当機構が旧日本郵政公社から承継した郵便貯金に係る資産は、株式会社ゆうちょ銀行への預金（特別貯金）としています。この特別貯金に対しては、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成 17 年法律第 101 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行から担保を徴しているものです。

注 2：担保として徴することができるものは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成 19 年総務省令第 98 号）第 36 条の規定に基づき、国債、地方債又は政府保証債に限られています。

注 3：担保の評価額は、決算日における時価評価額です。